

持込ニュース23 No.15

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

平成25年5月23日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 **23**

平成25年度 定期点検補修・中間点検の予定時期

平成25年度、各清掃工場の定期点検補修、及び中間点検の予定時期をお知らせいたします。
これに伴い、搬入先の変更が生じますが、その期間は以下の期間に加え、前後数週間の調整期間を含めたものになります。

「搬入先の変更期間」と「定期点検補修、及び中間点検の期間」は一致するものではありませんので、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	10月～12月	4月～5月	豊島	4月～6月	10月～11月
港	7月～11月	2月～3月	板橋	7月～9月	1月～2月
北	1月～3月	7月	光が丘	9月～11月	2月～3月
品川	7月～9月	1月～2月	墨田	1月～3月	6月～7月
目黒	9月～12月	5月	新江東	1月～3月	5月～7月
大田	7月～10月	1月～2月	有明	4月～7月	10月～11月
多摩川	6月～8月	11月～12月	足立	10月～12月	4月～5月
世田谷	1月～3月	7月～8月	葛飾	7月～10月	1月～2月
千歳	4月～6月	10月	江戸川	4月～6月	11月～12月
渋谷	1月～3月	7月～8月	—	—	—



清掃工場のお兄さん

なお、搬入先変更は、変更元と受入先の清掃工場のごみ量の状況と、他の清掃工場の運転状況等を見定めて、総合的に判断しています。

清掃工場は24時間休みなく稼働しており、日々の点検では設備内部の確認ができないところもあります。そこで、年に1度点検期間を設け、焼却設備全体を停止し、総合的な点検、補修を行い、公害防止性能、焼却性能、及び施設の安全性を維持しています。

年度途中での搬入計画の変更について

作業場所の増減などによりごみ量が増減する見込みがあるときは、搬入計画の変更をすることができます。変更は、毎月第1・第3月曜日付けで行っています。

変更要望書の提出期限は前週月曜日になりますが、計画変更には**事前相談**をお願いしております。まずはお電話でご相談ください。

計画変更のお問い合わせ先

管理課 搬入承認・手数料係 電話03-6238-0831

ダンプ車による搬入事故が増えています！！

持込事業者の方が、あおり板とともにごみバンカに転落する事故が、3月に発生しました。

また、4月にはあおりが車体から外れ、ごみバンカに落下しました。

このような事故が発生すると、復旧のため一時的に搬入を停止することになります。

事故を防止するためにも、「ダンプ車のバンカゲート前の作業について」を確認するとともに、確実な始業時点検を心掛けてください。

～ダンプ車のバンカゲート前の作業について～

・ごみ投入前と投入後



プラットフォームでは最徐行し、車体の後部を「白色線」に合わせて停車して、あおり等の開閉作業を行ってください。

・ごみ投入中



後方の安全を確認し、「黄色線」をまたぐようにゆっくりバックして、自動排出機能によりごみを投入してください。

※黄色線からバンカ寄りには立ち入らない！

～灰バンカから発見されたあおり～



↑水洗いして灰を落としたあおり

ごみバンカに落下したあおりは、焼却炉内で詰まることなく焼却灰とともに排出されたため、焼却炉の停止には至りませんでした。

もし、焼却炉の停止に至った場合、設備復旧に多くの時間と費用が必要になるばかりか、搬入先変更等で持込事業者の方にも多大なご負担をかけることになります。

あおりは、経年劣化で自動ロック機構が緩むことが多くなります。事故を未然に防止するためにも点検をしっかりと行い、安全な搬入作業を心掛けてください。

印刷物登録
平成25年度 第9号

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電話03-6238-0826 FAX03-6238-0838